特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。

■対象者

手当1級相当

・身体障がい者手帳の判定がおおむね1・2級（内部的疾患含む）程度に該当する児童

・療育手帳の判定がA程度、または精神障がい者保健福祉手帳1級程度に該当する児童

手当2級相当

・身体障がい者手帳の判定がおおむね3級（内部的疾患含む）程度に該当する児童

・日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がい、もしくは精神障がいの児童

■手当の額

1級相当…月額52,500円

2級相当…月額34,970円

■支給月　4月、8月、11月

※申請月の翌月分から支給が開始されます。

■支給制限となる例

・児童または請求者が、日本国内に住んでいないとき

・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき

・児童が児童福祉施設等（保育所・通所施設・障がい児入所施設への親子入所を除く）に入所しているとき

※請求者や配偶者及び扶養義務者の所得が制限基準額以上である場合は、その年の8月から翌年7月までの手当が支給停止になります。

現況届の提出をお忘れなく

8月は特別児童扶養手当の所得状況届を提出する月です。

届出をしないと8月分からの手当が受けられなくなってしまいます。また、2年間、現況届を提出しないと時効で受給権がなくなります。

受給者には8月上旬に通知書を郵送しますので、必ず届出をしてください。

■受付期間

8月12日㈬～31日㈪

■届出に必要なもの

通知書、手当証書、印鑑、その他指定の書類

■提出・問い合わせ先

社会福祉課

☎(32)8900

FAX(32)8601

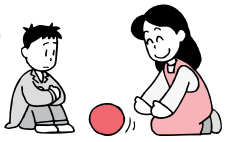

広報しもつけへのご意見を募集しています

Q. あなたは広報しもつけをどのように入手していますか？

1．自治会を通して　2．公共施設で

3．その他（　　）

◎広報しもつけを読んだ感想、取り上げてほしい話題や記事などご自由に意見をお書きください。

※いただいたご意見は、内容を変えない範囲で添削し紙面に掲載させていただく場合がありますのでご了承ください。

景観に関する調査にご協力ください

下野市らしい魅力ある景観形成に向けて、景観に関する調査を実施します。

調査は、無作為に抽出して選ばれた方にアンケートをお願いするものです。

アンケートは8月中旬頃に郵送します。ご協力よろしくお願いします。

■問い合わせ先　都市計画課　☎(32)8909

国民健康保険 限度額適用認定証等の更新

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。8月1日㈯以降も認定証が必要な方は、申請が必要になります。

※医療費が高額になるとき、限度額認定証を提示すると、医療費の支払いが自己負担限度額までになります。

■申請期間　8月3日㈪以降

■申請に必要なもの

被保険者証、印鑑（朱肉を使うもの）

■対象者

70歳未満の場合

世帯に国民健康保険税の未納がない方

70歳以上の場合　所得区分が現役並み所得者Ⅰ・Ⅱか低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方

■問い合わせ先　市民課　☎(32)8895